

2025年10月1日

医薬品の適応外使用のうち当院医療倫理委員会で承認された治療法

当院の医療倫理委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療に於いて不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	せん妄に対する抗精神病薬（ハロペリドール、リスペリドン等）の適応外使用
実施責任者	東京都済生会向島病院 病院長 塚田 信廣
対象者	せん妄と診断された患者およびせん妄が疑われた患者
承認日	2024年5月27日
対象期間	承認後から永続的に（または適応取得まで）
概要	【目的・意義】 せん妄とは、もともとある病気に身体的・環境的な負担が加わり、一時的に意識障害や認知機能の低下が起こる状態です。せん妄に対して治療、入院療養を安全に継続するため、原因に応じた環境整備や薬物治療を実施します。現在、治療薬として保険適応が認められている薬剤はチアプリドのみです。社会保険診療報酬支払基金が公表している審査情報提供事例においては、ハロペリドール、リスペリドン、クエチアピンといった薬剤がせん妄に対する治療薬として記載され、これら薬剤が社会的にも認知されています。その他、オランザピンも使用することもあります。以上よりこれら4剤をせん妄の個々の症状や背景に応じて、適切な薬剤を選択し、薬物治療を実施したいと考えます。 【想定される不利益と対策】 各薬剤の添付文書に記載された用法・用量に準じて治療を行うため、想定される有害事象のリスクは適応使用時と同等と考えられます。有害事象が出現した場合には、通常の診療にて適切に対応し、必要に応じて専門医へ相談します。
お問い合わせ先	東京都済生会向島病院 医療倫理委員会 03-3610-3651（代表）

以 上